４教保第２３２号
令和４年５月１３日

各小・中学校長及び義務教育学校長　様

佐世保市教育委員会
学校教育部長　陣内　康昭

保育・教育施設における感染拡大防止策の徹底について（お願い）

このことにつきまして、別添（写）のとおり佐世保市保健所長から依頼がありました。

現在、本市においても、１０代未満から１０歳代の感染が目立っています。また、大型連休により家族連れでの行楽や部活動、社会体育等の遠征等、人との接触が多い状況を経ていることも考えられることから、新たな感染拡大の恐れが懸念されます。

ついては、引き続き「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた感染症対策に努めるとともに、下記事項に留意するよう願います。

記

１　学校等における感染症対策の徹底について

（１）「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(Ver.8)」に示された感染症対策を再度確認し、校内体制の再点検をすること。

○発熱や咳等の症状がある場合には、児童生徒及び教職員は登校・出勤しないこと。

○地域の感染レベルは「２」であることから、同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合も登校しないことを徹底すること。

○３つの密（密閉、密集、密接）が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされていることから、換気の徹底や、適切な間隔をとり多数が集まる密集場面を作らないようにすること。

○給食等の食事をとる場面では、食事前後の手洗いを徹底すること。会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう黙食を徹底すること。食事後の歓談時には必ずマスクを着用すること。

○学校教育活動において、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すること。体育の授業においては、マスク着用の必要はないこと。（ただし、十分な距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなる恐れや、熱中症になる恐れがない場合は着用すること。）また、登下校時等、屋外で熱中症の恐れがある場合は、近距離での会話を控えることを指導したうえでマスクを外すように指導すること。

２　保護者等への周知等について

（１）学校ホームページや学校だより等で、学校における感染症対策について協力を求めるとともに、家庭内感染防止について周知すること。

以　上

（学校教育課
学校保健課）